

## 令和5年度家畜体内受精卵移植講習会（牛）開催要領

### 1 目的

家畜の改良増殖を促進するため、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)(以下「法」という。)第16条第2項の規定に基づく家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会(以下「講習会」という。)を開催し、家畜人工授精師を養成することを目的とする。

### 2 対象家畜

牛

### 3 開催期日

令和5年9月27日(水)から10月20日(金)  
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く

### 4 講習科目、日程

別添日程表のとおり

### 5 開催場所

茨城県畜産センター(全て対面で実施)

### 6 受講者の資格

法第17条の規定に該当しない者  
家畜人工授精師免許(牛)を取得している者  
県内在住者または県内在勤者で、畜産関係の業務に従事している者

### 7 受講定員

6名

### 8 受講手続き及び注意事項

#### (1) 選考申込書の提出

講習会の受講希望者は、家畜体内受精卵移植講習会(牛)選考申込書(様式1号。以下「選考申込書」という。)及び家畜人工授精師免許(牛)の写しを令和5年8月7日(月)(必着)までに茨城県農林水産部畜産課に提出する。

(提出先)

茨城県農林水産部畜産課 〒310-8555 水戸市笠原町978番6  
TEL: 029-301-3993 FAX: 029-301-3999

(2) 受講者の決定

県は、選考申込書受付け後、受講者を決定し受講者へ通知する。

なお、受講希望者が定員を超える場合は、必要に応じ受講者選考を実施し、別紙受講者選考基準により受講者を決定する。

(3) 受講願書の提出

受講決定者は、講習手数料として、49,000円相当の茨城県収入証紙を貼付した家畜体内受精卵移植講習会（牛）受講願書（様式2号）、写真を添付した履歴書及び家畜人工授精師免許（牛）の写しを令和5年9月8日（金）（必着）までに茨城県農林水産部畜産課に提出する。

また、家畜改良増殖法施行規則第24条の2の規定に基づく受講及び修業試験の免除等を受けようとする者は、免除を受けようとする科目を修めたことを証する書面も併せて提出するものとする。

(4) 受講決定者は、「実習の受講に関する同意書」、「感染症対策についての同意書」の2通を受講願書と併せて提出するものとする。

(5) テキストの購入

講習会は、家畜人工授精講習会テキスト（家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編）を用いて講義を行うため、受講生はテキストを準備するものとする（共同購入）。

(6) 飼養衛生管理基準の順守

講習会では、茨城県畜産センターの衛生管理区域で実習を行うことから、受講にあたっては、開催前1週間以内の海外渡航及び当日、他の農場等の畜産関係施設への立ち入りは行わないこと。やむを得ず当日畜産関係施設へ立ち入る時は、受講前にはならずシャワー等で清潔にし、着替えてから来所すること。

また、実習の際は担当者の指示に従い、指示のあった場所以外へは立ち入らないこと。

(7) 実習時の服装等

洗濯済みの清潔な衣服を着用し、爪を短く切って臨むこと。

また、未使用の長靴を各自準備すること。

## 9 修業試験の実施

修業試験の合格基準は、100点満点で全科目（実習を含む）平均60点以上（50点未満の科目が2科目以上ある場合、又は40点以下の科目がある場合を除く）とする。

## 10 合格証明書の交付

修業試験に合格した者には、合格証明書を交付する。

## 11 補則

本講習会は家畜改良増殖法、同法施行令、同法施行規則および本要領に定めるもののほか、本講習会の開催に必要な事項は、知事が定める。

## 付 則

この要領は、令和5年7月19日から施行する。